当初設計書

設計		精算	

起工番号　：　　第 6 号

会計年度　：　令和　 8　年度

事業名　　：　街路樹維持管理事業

業務名　　：　令和8年度久留米市街路樹診断業務委託

設計部課名：　都市建設部公園土木管理事務所

業務場所　：　久留米市　 内

履行期間：　契約締結の翌日から令和9年3月25日まで

単価世代：　令和08年10月01日 公共

諸経費率：　公共委託 令和08年10月

設計の概要	（当初設計） 街路樹診断 専門外観診断A（未診断）　270本 専門外観診断B（未診断）　526本

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
調査、計画業務（測量）03	1	式				
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
街路樹診断	1	式				
専門外観調査A（未診断） 健全度判定「健全」 ｶﾙﾃ等作成･ﾅﾝﾊﾞﾘﾝｸﾞ含む	270	本			単 1 号	
専門外観調査B（未診断） 健全度判定「健全中」「要注意」「危険」 ｶﾙﾃ等作成･ﾅﾝﾊﾞﾘﾝｸﾞ含む	526	本			単 2 号	
打合せ協議	1	式				
打合せ協議 業務着手時 中間1回 成果品納入時	1	業務			単 3 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費(安全費対象外)	1	式				
専門外観調査A（運転経費）	270	本			単 9 号	
専門外観調査B（運転経費）	526	本			単 10 号	

久留米市

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

業務委託一般仕様書

令和８年１０月

久留米市

第１章　総　　則

1.1　適用

（１）業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。

（２）業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和７年10 月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2　法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5　公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6　賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7　再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8　許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9　提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。　※（３）（４）については必要に応じて提出

（１）着手届　　（２）工程表　　（３）管理技術者届
（４）職務分担表　（５）完了届　　（６）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10　業務計画書（作業計画書）

業務計画書は、契約締結後速やかに作成し、監督職員に提出しなければならない。　業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

（１）業務概要　（２）実施方針　（３）業務工程
（４）業務組織計画（樹木医経歴書・関連業務連絡表など）
（５）業務方法（①専門診断・②カルテ整理集計）　（６）使用機械・器具一覧表
（７）連絡体制（緊急時含む）　（８）安全管理
（９）その他、監督職員が必要と認めたもの（写真管理等）

1.11　業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12　成果物の検査

（１）受注者は、業務完了時に市の成果物検査を受けなければならない。

（２）成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

（３）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14　引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15　関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16　土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18　調査・設計業務カルテの作成登録

受託者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20　設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第１８条から第２６条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和３）年４月）久留米市」によることとする。

1.21　ワンデーレスポンス

「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、問題の解決に向けた迅速な解決を図るため、受注者は業務中において、質問や協議すべき問題が発生した場合、速やかに文書にて発注者に報告することとする。

1.22　ウィークリースタンス

「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間における仕事の進め方として、１週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、業務等の業

務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めること。

第２章　暴力団排除に関する事項

2.1　受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
（２）暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
（３）排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第３章　暴力団排除に係る下請契約に関する事項

3.1　受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
（２）下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第４章　障害者差別の解消に関する事項

4.1　受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第５章　契約に関する事項

5.1　余裕期間
（１）本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和９年３月２５日までであるが、業務着手前の余裕期間１０日間を含んでいる。
（２）余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
（３）テクリス登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。

5.2　着手届
（１）着手届は、余裕期間経過後７日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日までに提出すること。
（２）工程表は、着手届と合わせて提出すること。
（３）工程表には、余裕期間を表示すること。

調査・計画業務

令和８年度久留米市街路樹診断業務委託
特記仕様書

令和８年１０月

久留米市

第１章　総則

1-1．業務目的

現在久留米市において、街路樹148路線6000本以上を管理しており、倒木や落枝が多くなってきており、いつ人的被害の発生が起こってもおかしくない状況である。

そのため、有資格者による街路樹の専門診断を行い、倒木の恐れがある不健全樹木を早期に発見し、倒木事故を未然に防ぐことを目的とする。

なお、本業務は、「久留米市樹木診断マニュアル～公共施設の樹木の診方～（令和2年8月）」（以下診断マニュアル）にもとづき、診断業務を行うこととする。

1-2．業務の履行

受注者は、この仕様書に従い業務を履行する。

また、受注者が定める業務遂行責任者は本委託の目的を十分理解し、調査箇所、内容、方法等について甲が定める監督員と常に連絡をとりながら計画的、効率的に業務を履行しなければならない。

1-3．本業務で規定する有資格者

診断は、農林水産大臣（～平成１２年度） または（財）日本緑化センター（平成１３ 年度～） 認定登録後３年以上の実務を経験した「樹木医」が行い、判定等のとりまとめを行うものとする。

また、樹木医助手とは「樹木医」認定登録後１年以上の実務経験者とする。

1-4. 業務内容

①専門外観診断

業務遂行責任者は、診断マニュアルに基づき専門診断カルテ（様式5－2）に記載された項目について診断（最低樹木医と樹木医助手の2名以上による診断）を行い、専門診断カルテにより監督職員に報告を行うこと。なお、診断に先立ち対象樹木にナンバリングテープを貼ること。

②カルテ整理・集計

業務遂行責任者は、①の結果を調査集計表（別様式1）及び調査総括表（別様式2）にまとめること。

※業務場所については、「別表　専門診断街路樹一覧表」及び「位置図　専門診断街路樹路線図」に示した路線及び街路樹

1-5. 管理技術者及び技術者

・受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
・管理技術者は、業務履行にあたり、「1-3.本業務で規定する有資格者」で示した認定登録後３年以上の「樹木医」とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
・受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1-6. 照査技術者

照査技術者は、業務履行にあたり、「1-3.本業務で規定する有資格者」で示した認定登録後３年以上の「樹木医」でなければならない。

なお、本業務において照査技術者は管理技術者を兼務できないものとする。

第２章　調査・計画

２-１.打ち合わせ

１）業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。

２）業務着手時、成果品納品時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と市は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

２-2.業務上の疑義

業務上疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

２-3.参考図書の貸与

市は、業務に必要な図書、その他の資料を所定の手続きによって貸与する。

２-4.報告書

報告書は、当該業務にかかる取りまとめの概要書を作成するものとする。

２-5.業務の完了

受注者は、受託業務終了後速やかに完了届、業務報告書を提出し、完了検査を受けなければならない。

第３章　照査

３-１.照査の目的

受注者は業務を遂行する上で技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、報告書等に誤りがないよう努めなければならない。

3-2.照査の実施

照査においては診断カルテをとりまとめるにあたって、記入等が適切であるかの照査を行うものとする。

第4章　提出図書

4-1.提出書類

提出すべき報告書等は、以下のとおり

1）報告書（チューブファイルで作成）　1部

①専門診断カルテ

②街路樹調査集計表… … … … 別様式1

③街路樹調査総括表… … … … 別様式2

③集計資料

④その他関係資料等

2）電子データ（CD、DVD 等の電子媒体に記録したうえで添付）　2部

記録形式は監督職員の指示による。

3）その他資料（打合せ議事録、監督職員と協議し必要と認められるもの）を1部作成し、データを含め提出する。

4）報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同様に提出すること。なお、使用できるソフトと電子媒体については監督職員と協議すること。

5）その他、監督職員が指示したもの

第5章　参考または準拠すべき図書

5-1.準拠図書

業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

（1） 久留米市樹木診断マニュアル～公共施設の樹木の診方～（令和２年８月）
（久留米市　都市建設部　公園緑化推進課）

（2） 街路樹の倒伏対策の手引き第２版　（国土交通省　国土技術政策総合研究所）

（3） その他関連する図書

第６章　その他

6-1. 市民への配慮

業務の履行にあたっては、従事者はもとより歩行者、通行車両等第三者に危険迷惑行為や被害等を与えることのないよう安全確保を最優先しなければならない。

また、作業にあたっては交通の妨げにならないよう配慮し、市民への言葉使い、態度などに留意し、誠意をもって丁寧に接しなければならない。

6-2. 植物への配慮

業務の履行にあたっては、対象となる樹木について十分理解し、調査作業により樹木の生長を大きく阻害するような、損傷被害等を与えることのないよう配慮しなければならない。

6-3. 緊急的対応

外観専門診断での業務履行にあたり、街路樹の枝折れや倒伏などの危険があり、速やかな対応が必要と認められる場合は、各種報告書の提出を待たず、監督員に緊急報告を行うこと。

6-4. その他

① 本業務の設計数量は想定数量なので、設計数量と実際の調査結果に差異が生じることがある。調査結果に基づいて各項目の数量出来高を算出し、変更について監督員と協議を行うこと。

② 本設計によりがたい事項が発生した場合は、監督員と協議すること。

様式5－2

久留米市公共施設樹木（街路樹） 専門診断カルテ

診断年月日：令和　　年　　月　　日　　診断者：

専 門 外 観 診 断

基本情報					
	施設名・路線名		樹高H	m	
	樹木番号		幹周C	m	
	樹　　種		樹冠W	m	

診断項目			異常の位置・内容・程度
	枯枝	□ なし □ あり	
	樹体の揺らぎ	□ なし □ あり	
	結合部の異常（入皮等）	□ なし □ あり	
	樹皮枯死欠損・腐朽	□ なし □ あり	
	開口空洞	□ なし □ あり	
	木槌打診（異常音）	□ なし □ あり	
	子実体（キノコ）	□ なし □ あり	
	病害虫	□ なし □ あり	
	鋼棒貫入異常	□ なし □ あり	
	地際部異常	□ なし □ あり	
	建築限界侵害	□ なし □ あり	
	その他	□ なし □ あり	
	特記事項		

写真・スケッチ等			
	全景	根元の様子	枝葉の様子

総合評価	総合所見・特記事項	
	健全度判定	□ 健全 □ 健全中 □ 要注意 □ 危険
	次期診断	□ 通常 □ 要観毎年 □ 緊急対応 □ 精密診断 □ その他（　　）
	緊急性	□ なし □ 早急 □ 至急 □ 緊急
	措置・対策の必要性	□ 不要 □ 剪定 □ 伐採・更新 □ 必要（　　）

街路樹調査集計表

別様式1

基本情報	調査場所		路線番号		路線名	
	記入日	年　　月　　日			調査者（樹木医）	・

評価	評価基準
健全	現在のところ危険な要素は認められないもの（安全性が高い） ⇒ 措置などを要しない
健全中	倒木等の被害が発生する要因が多少見られ、やや注意が必要な樹木 ⇒ 簡易な措置等が必要な場合があり、必要に応じて経過を観察する
要注意	倒木等の被害が発生する要因が顕著に見られる要注意樹木 ⇒ 本格的な措置が必要な場合があり、経過を観察するが、周辺条件に支障があれば、伐採等の対応をする
危険	倒木等の被害が発生する可能性が非常に高い危険樹木 ⇒ 基本的に伐採を中心に対応する。

樹木番号	樹種	形状寸法		専門診断日	健全度判定	措置・対策 伐採 剪定 要観察	次期診断	特記事項
		樹高 H(m)	幹周 C(m)					

別様式2

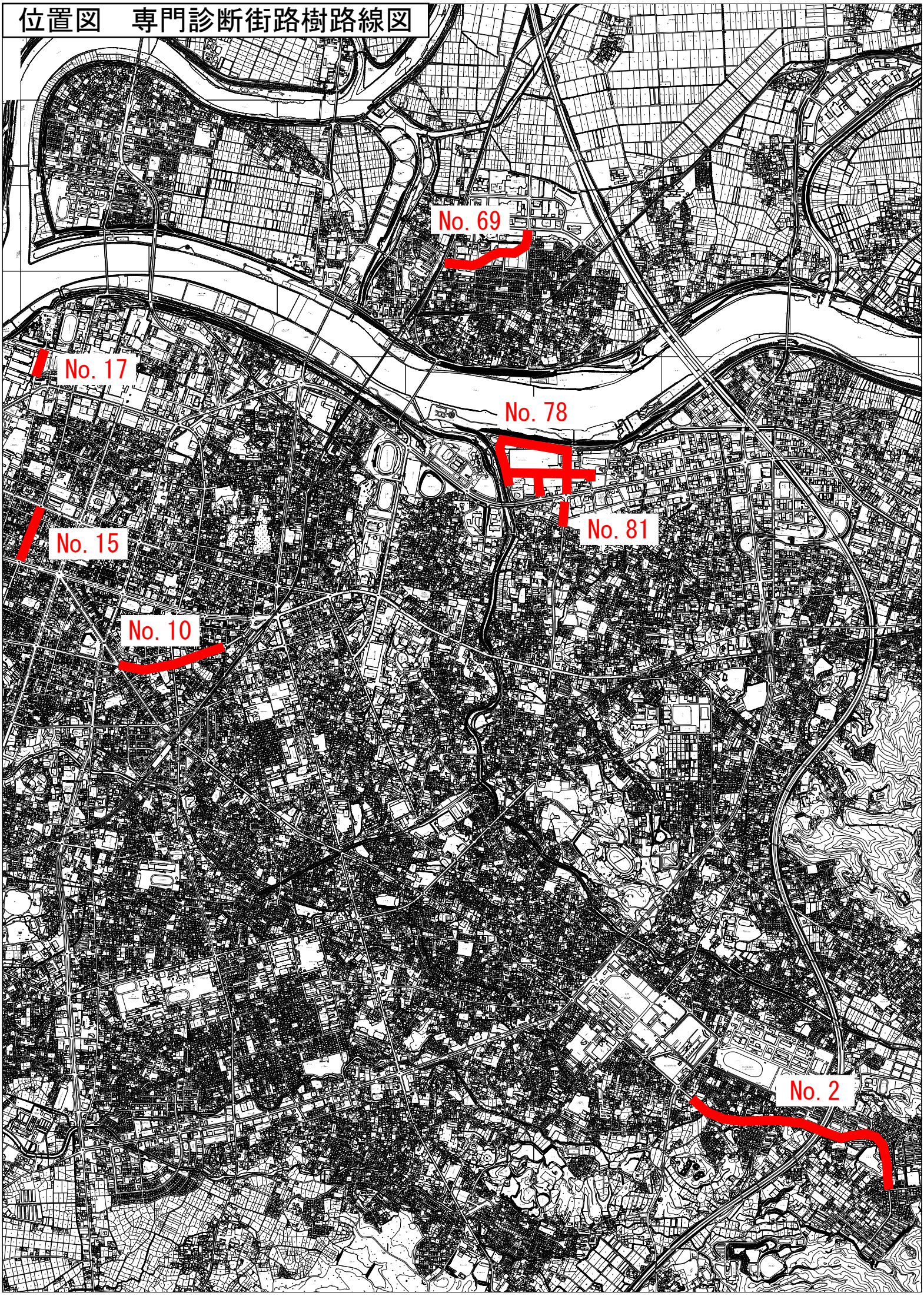
街路樹調査総括表

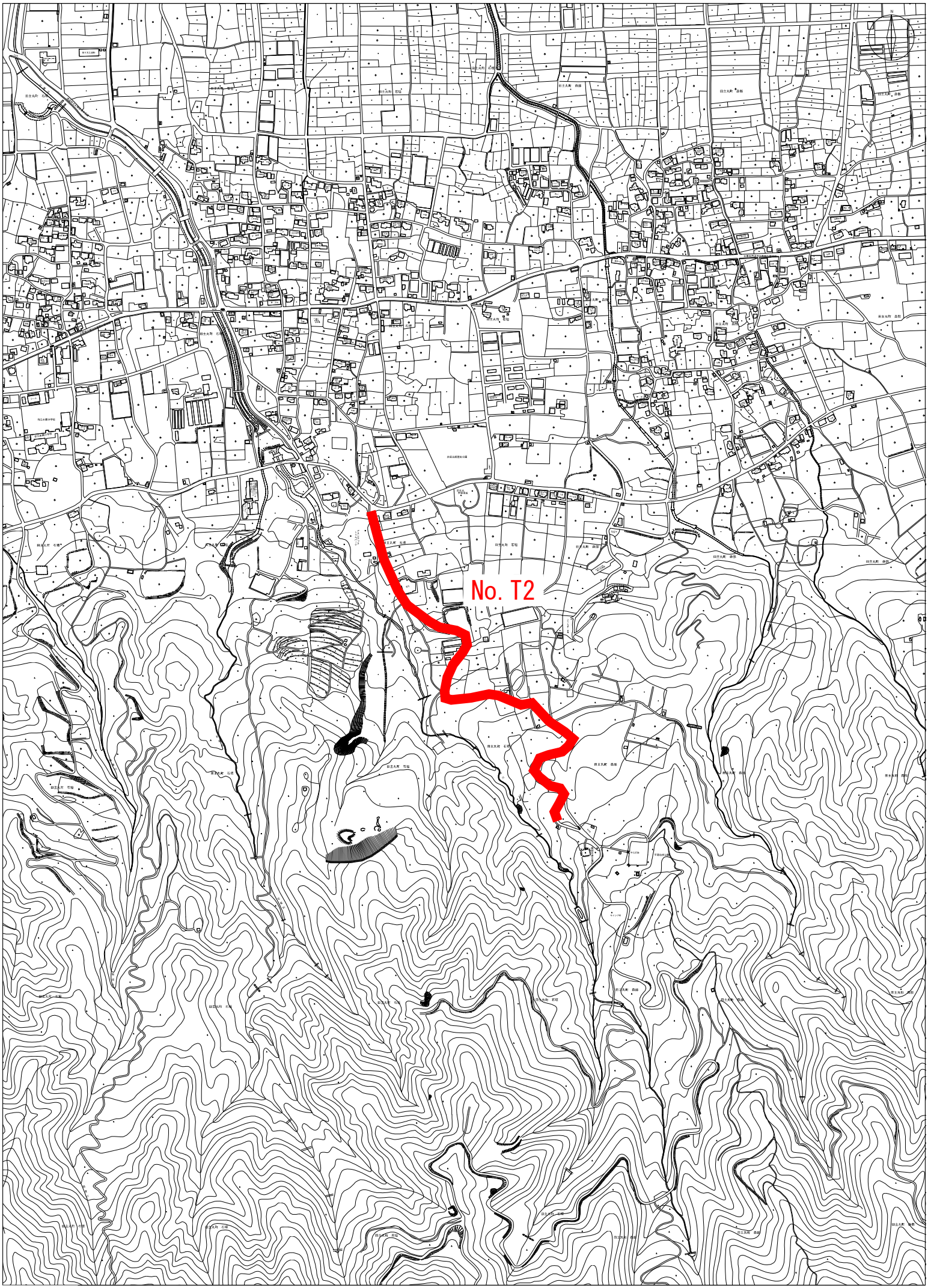
路線番号	路線名	主要樹種名	健全度判定					備考
			健全	健全中	要注意	危険	路線計	
							0	
							0	
							0	

別表　専門診断街路樹一覧表

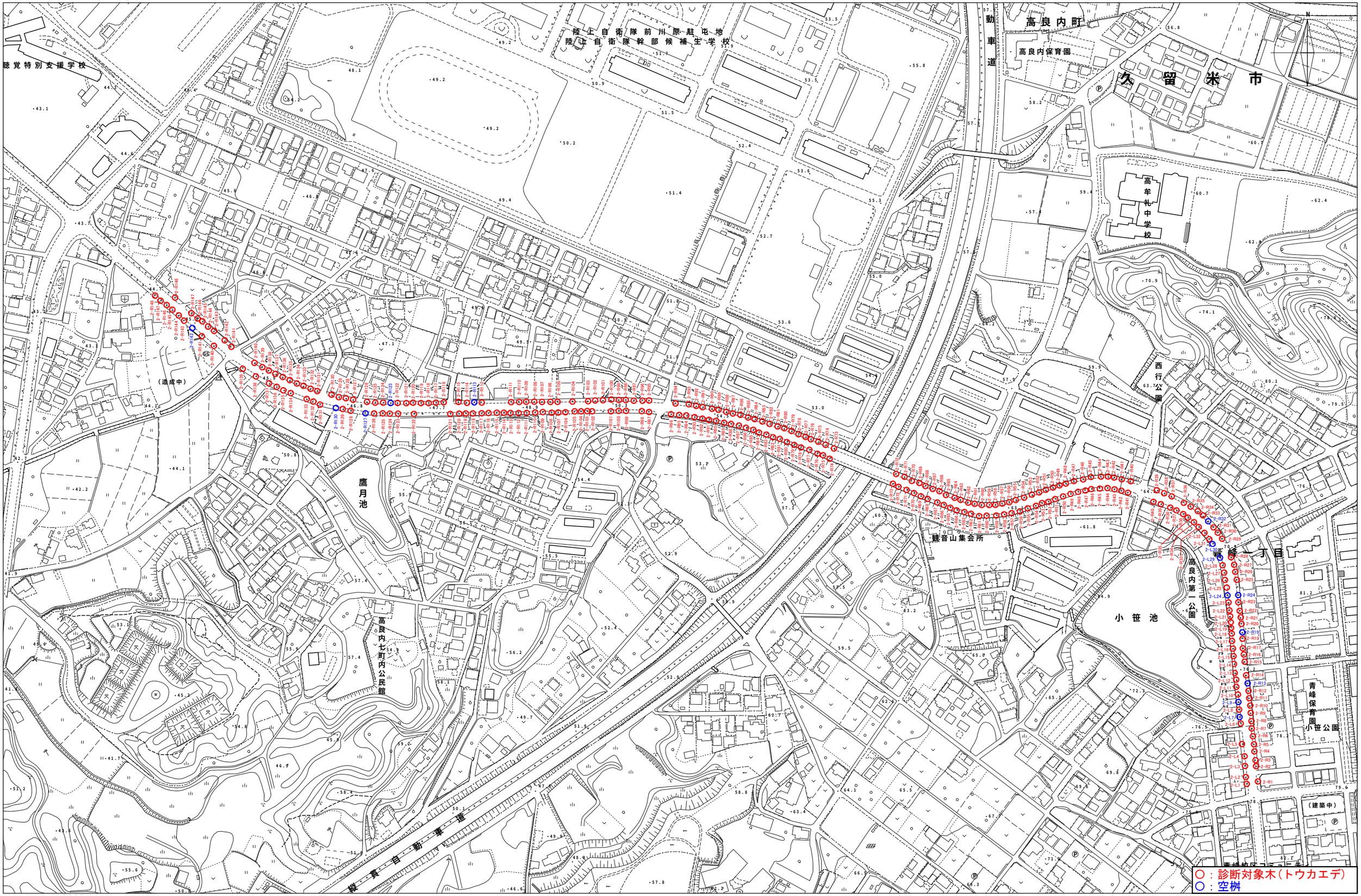
路線No.	路線名	樹種	単位	**高木**	空桝
2	本町・高良内町E7号線	トウカエデ	本	**282**	14
10	東町D1・豆津B2号線	アオギリ	本	**91**	13
15	呉服町・平島A4号線	トウカエデ	本	**45**	4
17	篠山6丁目・葛塀町A345号線	ソメイヨシノ	本	**34**	3
69	宮ノ陣H579号線	ケヤキ	本	**51**	12
78	合川A655号線外4路線	ワシントニアパーム	本	**130**	0
81	東合川合川A12号線	アメリカフウ	本	**19**	0
T2	石垣森部T64号線	ソメイヨシノ	本	**144**	14
合計				**796**	60

位置図　専門診断街路樹路線図




No. T2
1/5000
0
100
1000m

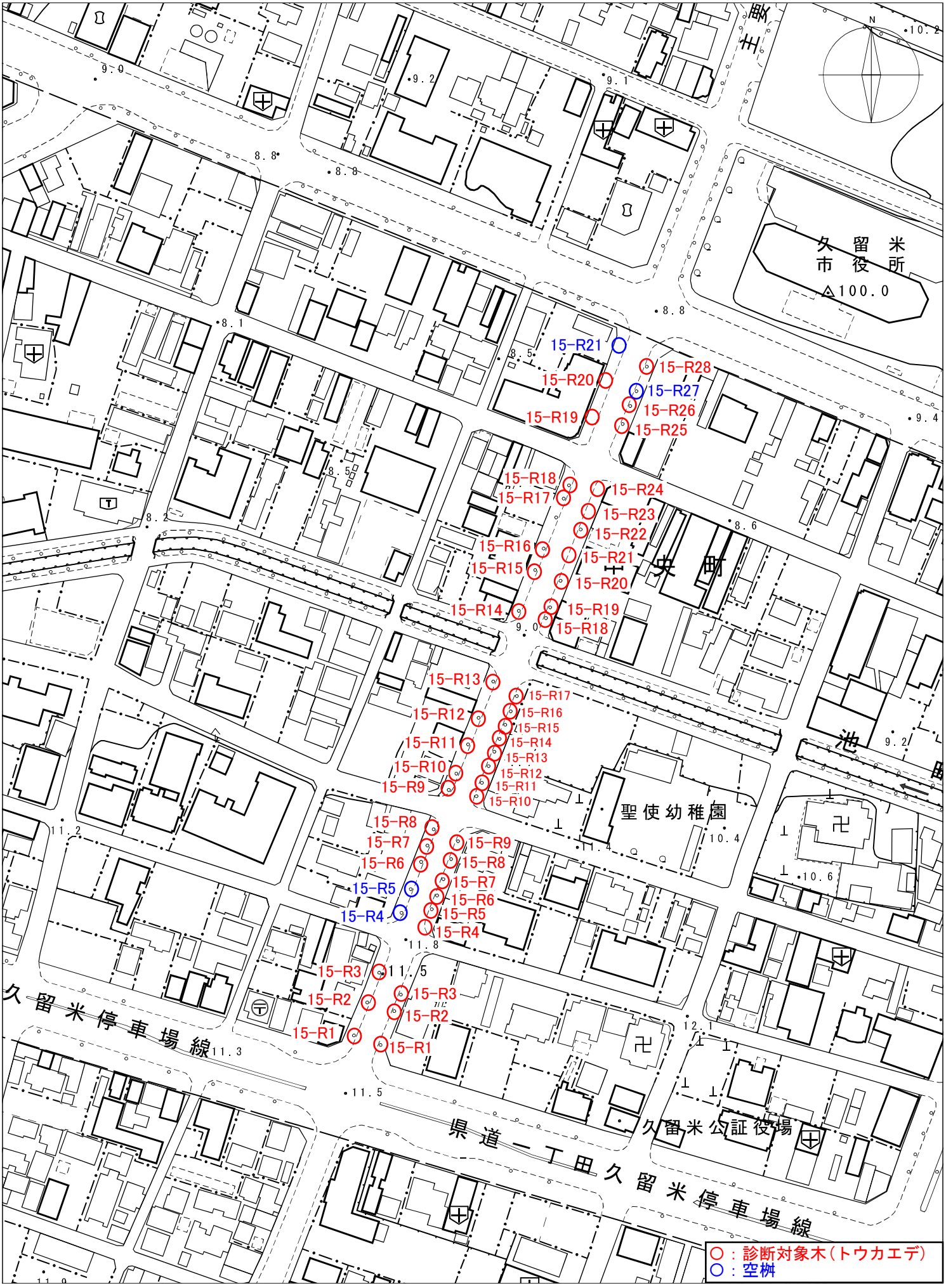
No.2　本町・高良内町Ｅ７号線



No.10　東町Ｄ１・豆津Ｂ２号線



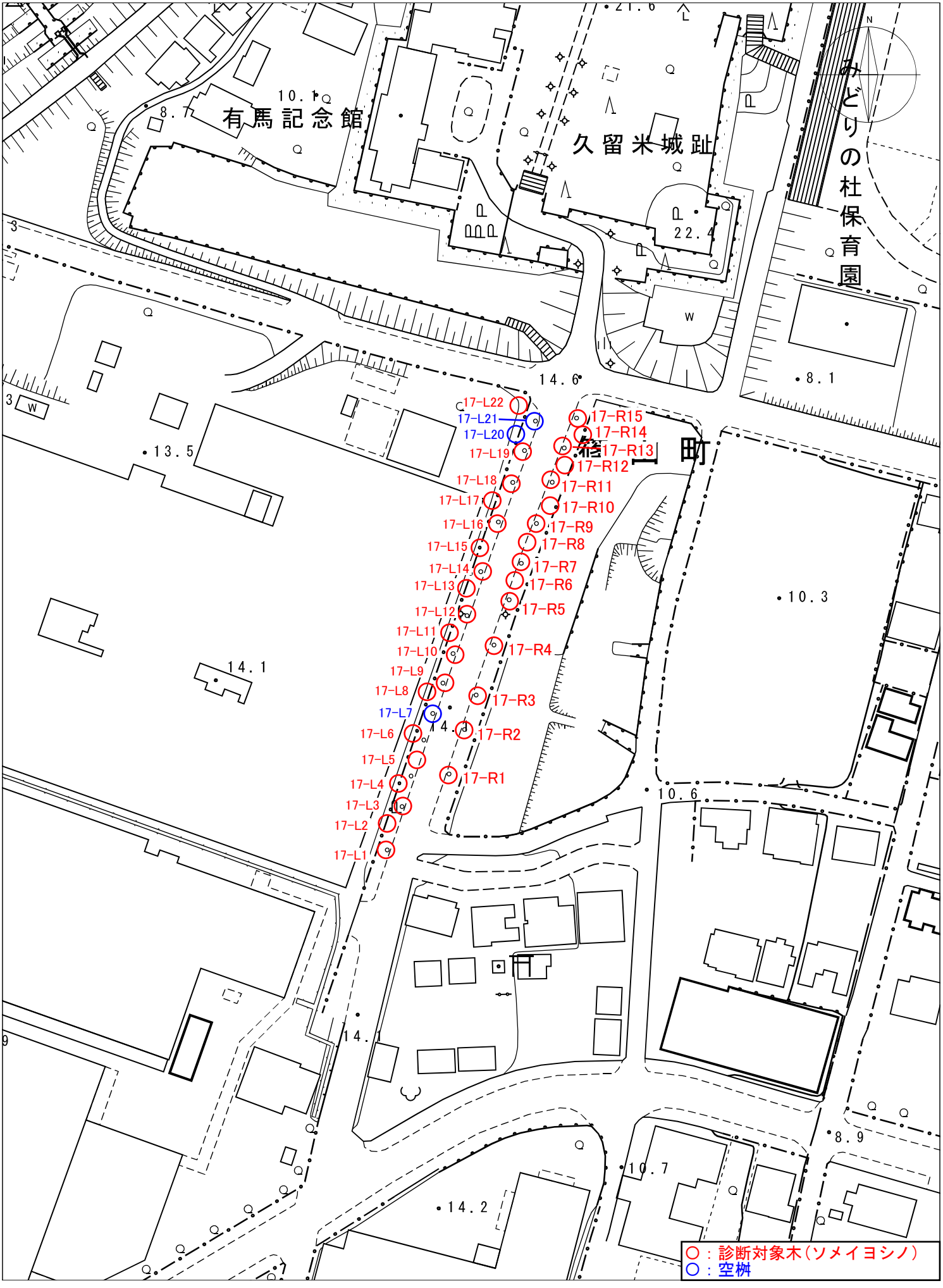
No.15　呉服町・平島Ａ４号線



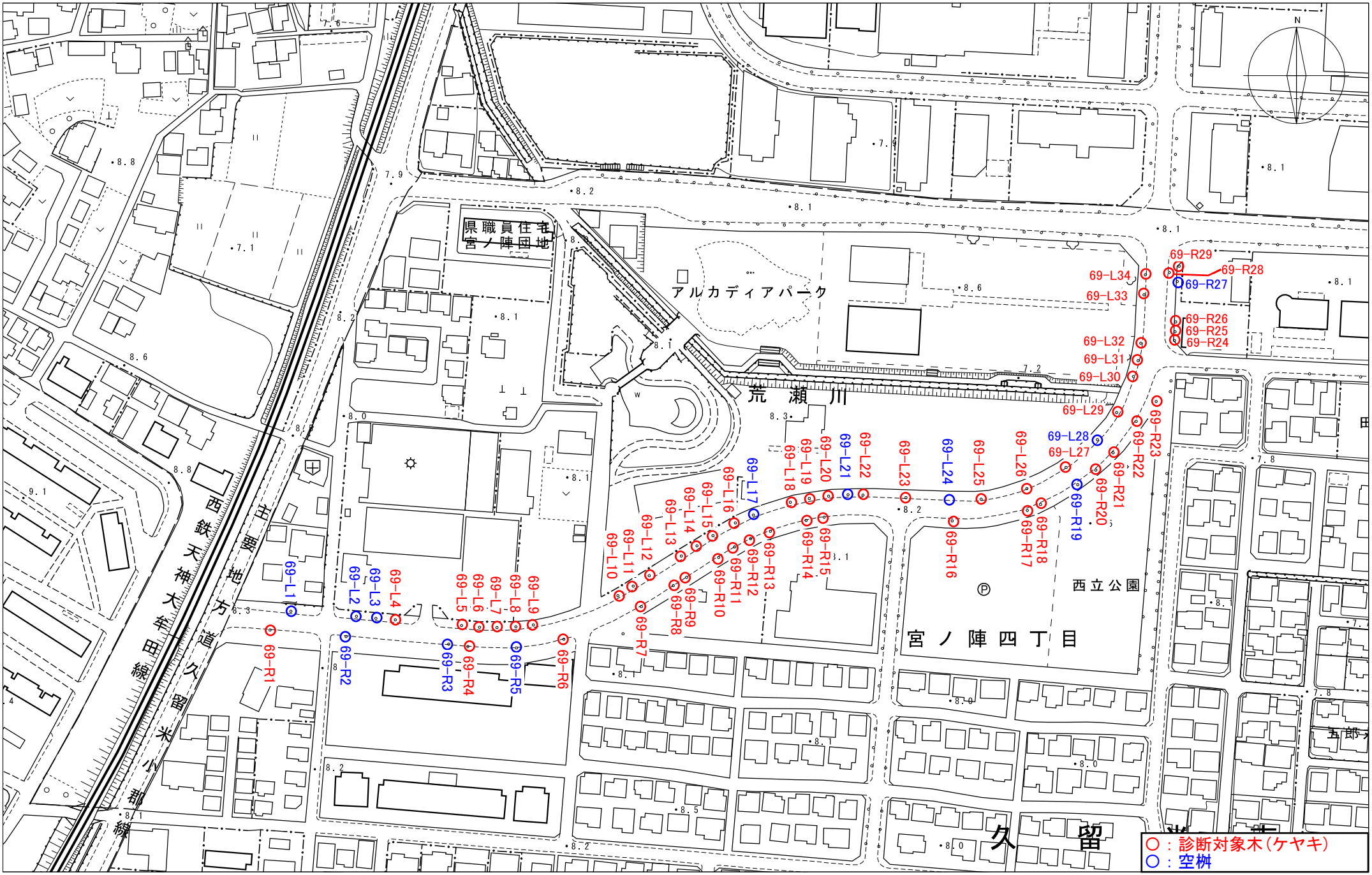
1/2000

0　10　100m

No.17　篠山６丁目・葛塀町Ａ３４５号線



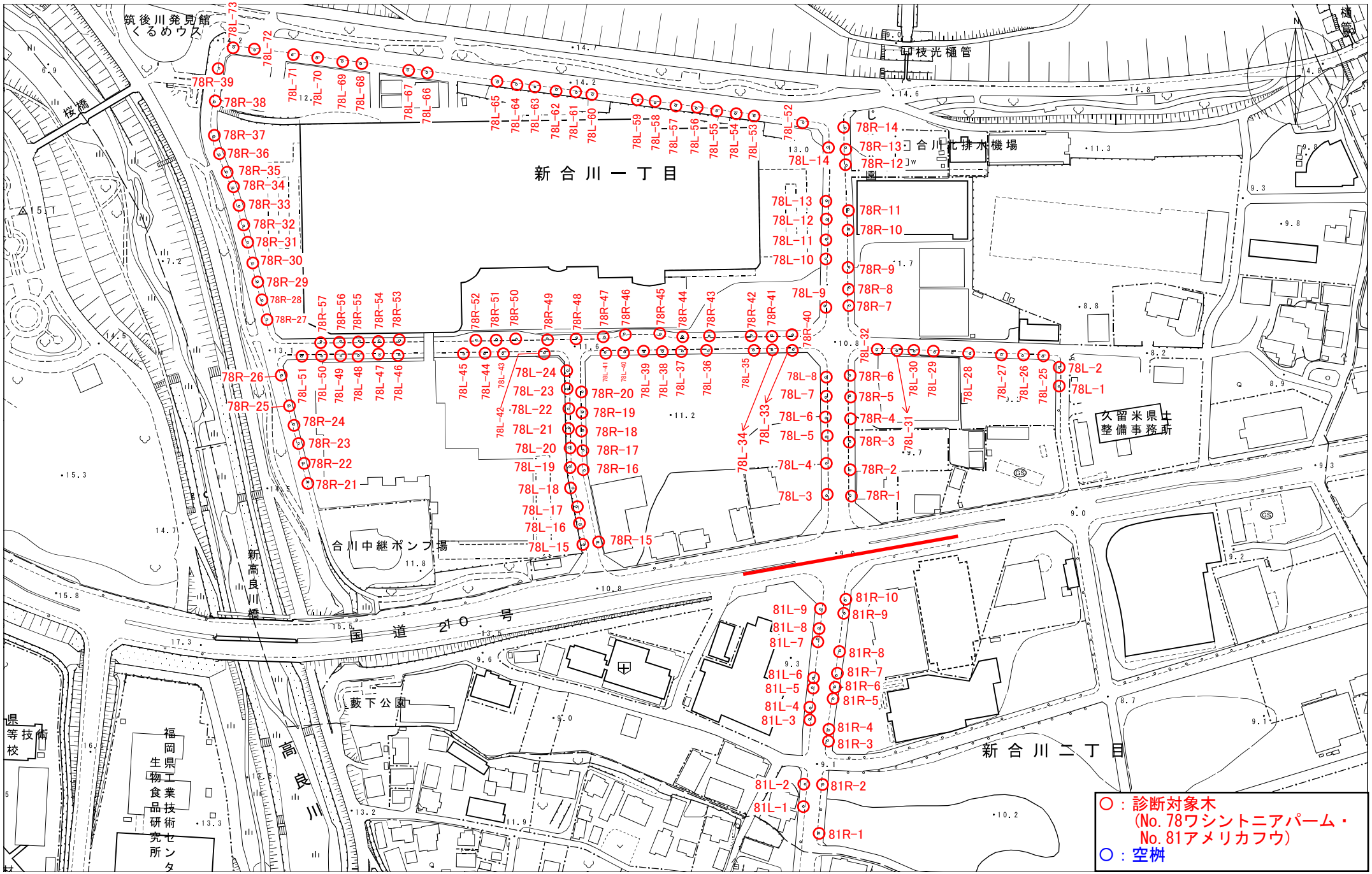
No.69　宮ノ陣Ｈ５７９号線



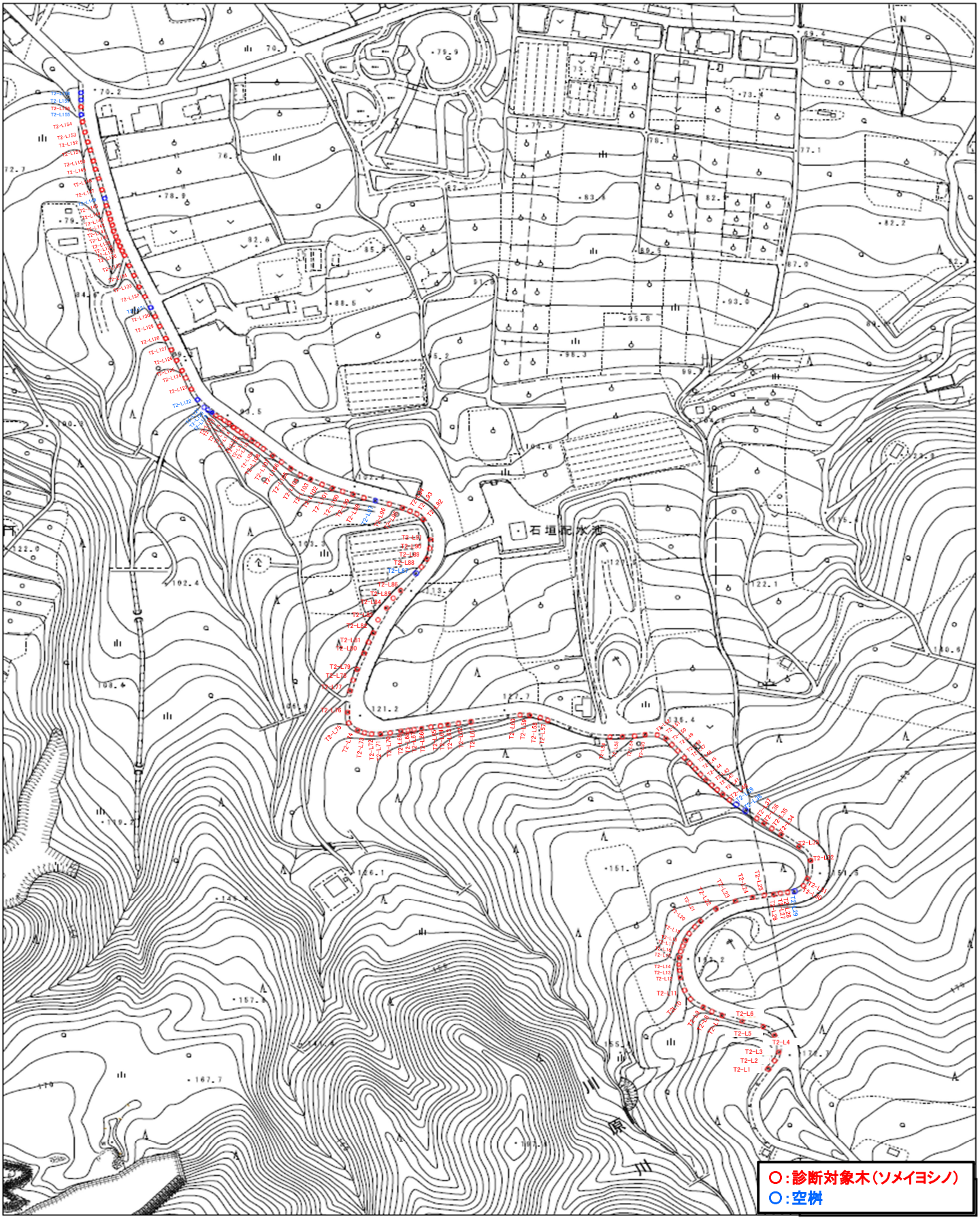
1/2500

0　100　300m

No. 78　合川A６５５号線外４路線
No. 81　東合川合川A１２号線



No.T2　石垣森部T64号線



1/3000

0　100　200m